

平成24年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成25年5月1日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工藤	誠	介
同	岡南		均
同	土井	昭	一

徳島市監査委員殿

徳島市長 原 秀樹

平成24年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成25年3月28日報告分）に基づく措置状況

財政部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 収入事務 行政財産の目的外使用料について、前納とすべきところ、納入が使用開始後に行われているものがあつた。</p>	<p>今後は、公有財産規則及び行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適切な時期に使用許可を行い、使用開始前までに使用料を収納します。 また、許可物件の管理を徹底し、更新申請の漏れ等がないよう努めます。</p>
<p>2 支出・契約事務 決裁権者が適正でないものがあつた。</p> <p>物品購入、修繕決裁において、請書が作成されていないものがあつた。</p> <p>契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあつた。</p> <p>物品購入の単価契約において、競争入札とすべきものがあつた。</p>	<p>事務決裁規程に基づき、決裁権者に誤りがないよう事務処理の徹底を図ります。</p> <p>当該請書については、直ちに補正を行いました。今後は、徳島市契約規則に基づき、適正に処理します。</p> <p>当該契約書については、直ちに適正な金額の収入印紙の貼付を実施しました。今後は、印紙税法等関係法令に基づく確認を徹底します。</p> <p>契約事務においては、競争入札に適さない理由がある場合を除き、地方自治法施行令及び徳島市契約規則に基づき、競争入札により適正な契約手続きを行います。</p>
<p>3 その他 出勤簿に押印のないものがあつた。</p>	<p>押印のない出勤簿については、出勤を確認した上で押印しました。今後については、適正に行います。</p>